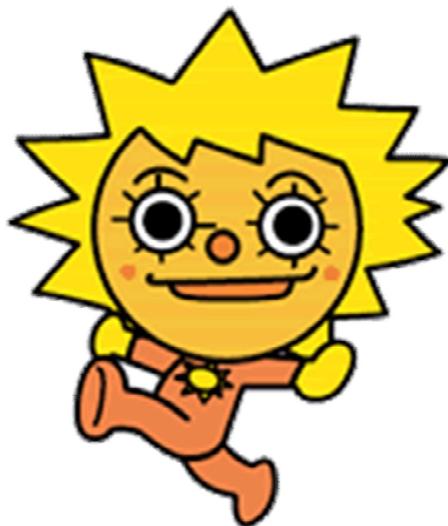


電気供給業を行う法人の
法人事業税の概要と申告について



©やなせたかし

令和 6 年 3 月
高知県・県税事務所

< 目 次 >

第1章	電気供給業を行う法人の法人事業税の概要について	1
1	電気供給業とは	1
2	事業区分による申告内容と税率	2
3	課税標準の計算方法	3
第2章	二以上の事業を併せて行う場合	7
1	所得金額の区分方法	8
2	収入金額の区分方法	8
3	付加価値額の区分方法	8
4	資本金等の額の区分方法	9
第3章	二以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う場合	10
1	主たる事業が電気供給業の場合	10
2	主たる事業が非製造業の場合	11
3	主たる事業が製造業の場合	11
第4章	申告書、申告書に添付する書類及び納付書について	12
1	確定申告のとき	12
2	中間申告のとき	13
3	納付書作成時の注意点（法人事業税部分）	14
第5章	収入金課税に関するQ&A	15

この冊子における法令は次の略語を用いています。

法・・・・・・地方税法

令・・・・・・地方税法施行令

規則・・・・・・地方税法施行規則

通（県）・・・・地方税法の施行に関する取扱について（道府県税関係）

※この冊子は令和5年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。

第1章 電気供給業を行う法人の法人事業税の概要について

電気供給業を行う法人は、収入金額を課税標準とした「収入割」を申告します。

ただし、令和2年4月1日以後に開始する事業年度においては、電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等を行う場合、収入割と併せて、当該事業に係る所得金額を課税標準とする「所得割」を申告します。

※資本金又は出資金の額が1億円を超える法人（外形標準課税対象法人）は、所得割に代えて、付加価値割と資本割を申告してください。

（法72条の2、72条の12）

1 電気供給業とは

需要に応じて電気を供給する事業及びこれらの事業者が電気を供給する事業をいいます。現に電気を供給しているという実態のある事業をいい、電気事業法に基づく許可等を要する事業であるか否かを問いません。（通（県）3章4の9の2）

〔地方税法に定める電気供給業〕

法第72条の2 第1項第2号	①一般送配電事業	・電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業
	②送電事業	・電気事業法第2条第1項第10号に規定する送電事業
	③送電事業に準ずるもの	・②の規模要件に満たないもの
	④特定送配電事業	・電気事業法第2条第1項第12号に規定する特定送配電事業
法第72条の2 第1項第3号	⑤発電事業	・電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業
	⑥発電事業に準ずるもの	・⑤の規模要件に満たないもの ・他の者に供給するための電気を発電するもの（⑤を除く）
	⑦小売電気事業	・電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業
	⑧小売電気事業に準ずるもの	・他の者に電気を供給するもの （①、④、⑤及び⑥に該当する部分を除く）

注) 電力会社が行う電気供給業だけでなく、法人が再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）の固定価格買取制度の実施などにより電気供給を開始した場合も、実際に電気の供給を開始した事業年度から電気供給業に該当します。

この冊子における用語の意味は以下のとおりです。

- ①所得等課税事業：法第72条の2第1項第1号に掲げる事業（次の②、③以外の事業）
- ②収入金額課税事業：法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（送配電事業、ガス供給業、保険業等）
- ③収入金額等課税事業：法第72条の2第1項第3号に掲げる事業（小売電気事業等及び発電事業等）

2 事業区分による申告内容と税率

以下の事業区分に応じて各割を計算したのち、その合算額を法人事業税として申告してください。(法第 72 条の 2)

(1) 事業区分による申告内容 (令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度)

収入割を申告すべき法人	法第 72 条の 2 第 1 項第 2 号 (送配電事業、ガス供給業、保険業等)	法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号 (小売電気事業等・発電事業等)	
		資本金 1 億以下	資本金 1 億超
	収入割 (収入金額×税率) (注1)	収入割 (収入金額×税率) (注1) 所得割 (所得金額×税率)	収入割 (収入金額×税率) (注1) 付加価値割 (付加価値額×税率) 資本割 (資本金等の額×税率)
上記以外の法人	法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号 (上記 2 号、3 号以外の事業)		
	所得割 = 所得金額 × 税率 (注1) 付加価値割 = 付加価値額 × 税率 (資本金 1 億超の法人のみ) 資本割 = 資本金の額 × 税率 (資本金 1 億超の法人のみ)		

注 1) 特別法人事業税 (国税) が別途課されます。

注 2) 電気供給業のみを行う法人は上欄のみ、電気供給業とその他の事業を併せて行う法人は、上欄と下欄の合算額となります。

(2) 税率 (電気供給業に係る部分のみ掲載)

事業区分	割区分	令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度	
		税率	収入割に対する特別法人事業税率
法第 72 条の 2 第 1 項第 2 号 (送配電事業)	収入割	1.0%	30%
法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号 (小売電気事業等・発電事業等)	収入割	0.75%	/
	所得割	1.85%	
	付加価値割	0.37%	
	資本割	0.15%	

注) 令和 2 年 3 月 31 日以前開始事業年度、その他の税率は高知県ホームページに掲載している税率表をご覧ください。

3 課税標準の計算方法

(1) 収入割の課税標準となる収入金額の計算方法

$$\text{課税標準となる収入金額} = \text{①収入すべき金額の総額} - \text{②控除すべき金額}$$

(法第 72 条の 24 の 2)

課税標準となる収入金額とは

原則として、電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合には、これに準ずる方法により計算した収入）になります。

具体的には、各種電灯料収入、各種電力料収入（新エネルギー等電気相当量を含む）、遅収加算料金、せん用料金、電球引換料、配線貸付料、諸機器貸付料、受託運転収入、諸工料、供給雑益に係る収入、設備貸付料収入、事業税相当分の加算料金等原則として電気供給業の事業収入に係るすべての収入が含まれます。

(通(県) 3章4の9の2)

① 収入すべき金額とは

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。

(通(県) 3章4の9の1)

注1) 貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、貸倒れが生じた日又は値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除してください。

(通(県) 3章4の9の1)

注2) 自ら電源開発等の事業を行うため建設仮勘定を設け、これを個別に経理している場合において、当該建設仮勘定に供給した電力に係る収入金額は自家消費に当たるため、収入金額に含めません。

(通(県) 3章4の9の3)

注3) 料金とあわせて収入する消費税（地方消費税を含む。）の金額は、収入金額に含めません。

ただし、国に納付することなく自社の収入となった金額（消費税等差益及び免税事業者で消費税等として納税しない金額）は、収入すべき金額に含めてください。また、控除すべき金額には該当しないため、収入すべき金額から控除

できません。

注4) 収入すべき金額には、電気供給業に区分されるすべての収入を含むことから、損益計算書の売上高の金額のみならず、営業外収益及び特別利益等に区分される収入（受取利息や雑収入等）も含めてください。また、法人税の所得計算書上加算される売上計上漏れ等も収入に含めてください。

注5) 事業年度中に支出した費用の戻入の性質を有するもの（消費税を含む国税及び地方税の還付金、出向負担金等）、及び引当金の戻入益等の実際には収入されないものは収入すべき金額に含まないこととしてください。

なお、還付加算金は、受取利息の性質を有するものであることから、受取利息に準じて収入すべき金額に計上したうえで、控除すべき金額としてください。

② 控除すべき金額とは

- ア ・ 国又は地方団体から受けるべき補助金
- ・ 固定資産の売却による収入金額 (法 72 条の 24 の 2 ①)
- イ ・ 保険金
- ・ 有価証券の売却収入金額
- ・ 不用品の売却収入金額
- ・ 受取利息・受取配当金
- ・ 需要者等から収納する工事負担金等
- ・ 電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気を供給する場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額 (注)
- ・ 他の電気供給業を行う法人から非化石証書を購入し、当該証書を使用して電気の供給を行う場合における当該購入の対価として当該法人が支払うべき金額に相当する収入金額
- ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 36 条の賦課金 (令 22、通 (県) 3 章 4 の 9 の 6)
- ウ ・ 損害賠償金
- ・ 投資信託に係る収益分配金
- ・ 株式手数料
- ・ 社宅貸付料等

(告示昭和 30 年 29 号、昭和 34 年 46 号、昭和 42 年 55 号、平成 23 年 379 号)

注) 収入金額から控除する金額は、他の電気供給業を行う法人から供給されたもの（新エネルギー等電気相当量に係るものを含み、一般電気事業者間の地帯間販売電力に係るものを含む。）に限られます。地方団体、個人供給業者、自家発電を行う者など収入割を課されないものから供給を受けたものについては控除対象となりません。 (通 (県) 3 章 4 の 9 の 6)

また、他の電気供給業を行う法人から供給を受けた電気を自己で消費した場合には、当該消費に係る電気料金については控除の対象とすることはできません。
(令 22 条)

- 上記のほか、以下のとおり法附則によって時限的に規定されている控除額があります。(第 6 号様式別表 6 「法附則～による控除額」の各欄に記載すること。)

エ [法附則 9 条⑧]

小売電気事業者が一般送配電事業者又は配電事業者から託送供給を受けて電気の供給を行う場合の当該電気の供給に係る収入金額のうち、当該電気の供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額

(令附則 6 条の 2 ② 平成 12 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度分に限り適用)

オ [法附則 9 条⑧]

配電事業者が電気工作物を一般送配電事業者から譲り受けるなどして託送供給を行う場合の配電事業者又は一般送配電事業者の託送供給に係る収入金額のうち、当該電気工作物の譲り受け等に係る費用として支払うべき定期支払額に相当する収入金額

(令附則 6 条の 2 ⑥ 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度分に限り適用)

カ [法附則 9 条⑩]

廃炉等実施認定事業者の収入金額のうち、小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける廃炉積立金として積み立てる金額に相当する収入金額

(令附則 6 条の 2 ⑥ 平成 29 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度分に限り適用)

キ [法附則 9 条⑨]

卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて当該電気の供給を行う場合における、当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額

(令附則 6 条の 2 ⑨ 平成 30 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度分に限り適用)

ク [法附則 9 条⑫]

特定吸収分割会社又は特定吸収分割承継会社間の特定取引を行う場合における相手方から支払を受けるべき金額に相当する収入金額

(令附則 6 条の 2 ⑩ 平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に限り適用)

ケ [法附則 9 条⑫]

一般送配電事業者が発電事業者に交付する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額に相当する収入金額

(令附則 6 条の 2 ⑪ 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に限り適用)

(2) 所得割等の課税標準となる所得金額等の計算方法 (小売電気事業・発電事業のみ)

所得等課税事業の所得金額の計算と同様に、法人税の所得の計算の例によって計算します。

外形標準課税法人の付加価値額及び資本金等の額についても、所得等課税事業の計算方法に準じて計算します。 (法第 72 条の 14、21、23)

注) 所得の繰越欠損金の取扱いについては、以下の特例措置があります。

令和 2 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度 (以下「最初事業年度」といいます。) 開始の日の前日を含む事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等を行っていた法人が、収入金額等課税事業に係る所得割の課税標準を算定する場合には、最初事業年度開始の前日 10 年以内に開始した各事業年度において、収入金額等課税事業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を、各事業年度の法人税の課税標準となる所得の計算の例により算定していたものとみなします。 (令和 2 年改正法附則第 6 条第 2 項)

第2章 二以上の事業を併せて行う場合

原則、事業部門ごとに区分しそれぞれ課税標準額を算定してください。

(通(県) 3章4の9の9)

所得等課税事業、収入金額課税事業又は収入金額等課税事業のうち、複数の部門の事業を併せて行う場合は、原則として事業部門ごとにそれぞれの課税標準額及び税額を算定し、その税額の合算額によって申告します。

注1) 発電を行うに際して、副産物として生じるものを販売等する場合には、当該販売等は所得等課税事業となります。

注2) 電気供給業を行う法人が、需要者その他の注文によりその事業に関連する施設の工事を行う場合は、当該工事を行う事業は所得等課税事業となります。ただし、その事業の規模及び所得が主たる事業に比して些少であり、付加価値額又は所得を区分して算定することがかえってはんさである場合等は、当該工事に係る収入金額から当該工事のため下請業者等に支出した金額を控除した金額を主たる事業の課税標準である収入金額に含めても差し支えありません。

(通(県) 3章4の9の8)

【例外】

従たる事業が主たる事業に比べて社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものである場合は、従たる事業を主たる事業のうちに含めて、主たる事業に対する課税方式によって課税標準額及び税額を計算することができます。

(通(県) 3章4の9の9)

注1) この場合の「軽微なもの」とは、一般に従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、売上金額など事業の経営規模の比較において従たる事業と同種の事業を行う他の事業と課税の公平性を欠くことにならないものとされています。

(通(県) 3章4の9の9)

注2) 従たる事業が「軽微なもの」であるかの判定は毎事業年度行ってください。

申告書には判断の基準となる算定表(別記様式第1号(任意様式でも可))を添付してください。

1 所得金額の区分方法

損益計算書、法人税申告書別表四、法人事業税の加算・減算の各項目について各事業部門ごとに区分してください。また、各事業部門に共通の収入・経費については、売上金額など妥当な基準によりあん分し、所得等課税部門の課税標準となる所得金額または欠損金額を計算してください。
(通(県)3章4の9の5)

注1) 本社の全体的経費(管理部門経費、役員報酬、利息等)は通常共通の経費として扱います。

注2) 法人税申告書別表四の税務加減算と法人事業税の加算・減算については、損益計算書において専属又は共通とした区分に従って区分してください。

注3) 妥当なあん分基準として売上金額を用いる際に、一方の事業部門の売上金額に相当する収入が損益計算書上で売上高に計上されていない場合には(例:営業外収益に計上されている場合など)、当該金額も売上金額に含めてあん分計算を行ってください。

注4) あん分基準に用いる数値は、税務加減算・修正申告・更正決定により変動する場合がありますので、ご注意ください(例:売上金額をあん分基準に用いている場合に、法人税での修正申告において、売上金額の税務加減算があった場合など)。

注5) 一方の事業部門がマイナスとなるあん分基準は、妥当とはいえません。

2 収入金額の区分方法

所得金額の区分計算と同一の方法で各事業部門ごとに区分した収入に基づいて、収入金額課税事業(2号事業)及び収入金額等課税事業(3号事業)の課税標準となる収入金額を計算してください。
(通(県)3章4の9の5)

3 付加価値額の区分方法

所得金額の区分計算と同一の方法で各事業部門ごとに区分した収益配分額及び単年度損益に基づいて、所得等課税事業(1号事業)及び収入金額等課税事業(3号事業)の課税標準となる付加価値額を計算してください。
(通(県)3章4の9の5)

4 資本金等の額の区分方法

資本金等の額を各部門に係る従業者数によりあん分して所得等課税事業（1号事業）と収入金額等課税事業（3号事業）の資本金等の額を計算してください。
(令 20 条の 2 の 23)

注1) 資本金等の額の算定については、次に掲げる順序により行います

(通(県) 3章4の6の3)

- ①収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額の算定(令 20 条の 2 の 26①)
- ②一定の要件を満たす持株会社の資本金等の額の算定(法 72 条の 21⑥、令 20 条の 2 の 22、20 条の 2 の 23)
- ③外国の事業以外の事業に係る資本金等の額の算定(法 72 条の 22①、令 20 条の 2 の 24)
- ④非課税事業以外の事業に係る資本金等の額の算定(令 20 条の 2 の 26③)
- ⑤①から④までの計算の結果が1千億円を超えている場合における資本金等の額の算定(法 72 条の 21⑦・⑧)
- ⑥所得等課税事業（1号事業）と収入金額等課税事業（3号事業）とを併せて行う法人のそれぞれの事業に係る資本金等の額の算定(令 20 条の 2 の 26⑥)

注2) 資本割の従業者あん分を行う場合の従業者数については次によります。

(通(県) 3章4の6の10)

- 従業者とは当該法人の事務所等に使用される役員、使用人(非常勤役員、契約社員、パート等名称を問わず、原則として雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき労務の提供を行う者の全て)をいいます。
- 次の者はそれぞれ次の法人の従業者となります。
派遣労働者＝派遣先(派遣元の法人の業務にも従事するときは、派遣先・派遣元双方)
出向者＝出向先(出向元の法人の業務にも従事するときは、出向先・出向元双方)
- 病気欠勤者等連続して1月以上の期間にわたって勤務しない者は従業者数に含めません。
- 従業者数は事業年度終了の日(仮決算による中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日)現在における各部門の従業者数をいいます。
- 分割基準の算定で用いられる、従業者数特有の計算(従業者数に著しい変動のある事務所における平均計算、資本金1億円以上の製造業における工場従業者数の2分の1加算等)は行いません。
- それぞれの事業に区分することが困難な従業者の数については、所得等課税事業の付加価値額及び所得の算定に用いた最も妥当と認められる基準によってあん分してください(この場合において、それぞれの事業の従業者数についてその数に1人に満たない端数を生じた場合には、これを1人としてください)。

第3章 二以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う場合

主たる事業の分割基準により課税標準額を分割してください。

(法 72 条の 48⑧)

電気供給業と電気供給業以外の事業を併せて行うときは、まず、電気供給業又は電気供給業以外の事業のいずれを主たる事業とするかを判定します。

主たる事業の判定に当たっては、それぞれの事業のうち売上金額の最も大きいものを主たる事業としてください。これによりがたい場合には、従業者の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断のうえ主たる事業を判定してください。

(法 72 条の 48 ③、⑧、⑩、通(県) 3章9の11)

なお、鉄道事業又は軌道事業を併せて行う場合には、鉄道事業又は軌道事業に係る部分についてはこれらの事業の分割基準により課税標準額を分割し、それ以外の事業に係る部分については主たる事業を判定し、その分割基準により課税標準額を分割してください。

(法 72 条の 48⑪)

1 主たる事業が電気供給業の場合

ア 小売電気事業を行う場合

課税標準額の 2 分の 1・・・従業者の数

課税標準額の 2 分の 1・・・事務所等の数

イ 送配電事業を行う場合

課税標準額の 4 分の 3・・・発電所に接続する電線路の電力の容量

課税標準額の 4 分の 1・・・事務所等の固定資産の価額

※発電所に接続する電線路を有しない場合においては固定資産の価額で分割

ウ 発電事業を行う場合

課税標準額の 4 分の 3・・・事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額

課税標準額の 4 分の 1・・・事務所等の固定資産の価額

※発電所用固定資産を有しない場合においては固定資産の価額で分割

注) 固定資産の価額とは、事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産(建設仮勘定において経理されている固定資産のうち、当該事業年度の終了の日において事業の用に供されているものを含む)の価額をいいます。(規則6条の2 ②、通(県)3章9の4)

2 主たる事業が非製造業の場合

課税標準額の2分の1・・・従業者の数

課税標準額の2分の1・・・事務所等の数

3 主たる事業が製造業の場合

従業者の数（資本金が1億円以上の場合は、工場の従業者数の2分の1を加算したもの）であん分してください。

第4章 申告書、申告書に添付する書類及び納付書について

1 確定申告のとき

○申告書

事業区分	様式
① 所得等課税事業（1号事業）を行う場合	第6号様式
② 収入金額課税事業（2号事業）を行う場合	
③ 上記①、②を併せて行う場合	
④ 収入金額等課税事業（3号事業）を行う場合	第6号様式（その2）
⑤ ④とそれ以外の事業（①、②）を併せて行う場合	

○添付書類

(1) 電気供給業で必ず提出する書類（上記表②、④共通）

- 収入金額に関する計算書（第6号様式別表6）
- 法人税法施行規則様式別表四（写）
- 貸借対照表・損益計算書（円単位のもの）
（令和2年4月1日以後終了事業年度から、法人税の電子申告時にe-TAXにより財務諸表を提出した場合には、法人事業税の申告においても財務諸表の提出があったものとみなされ提出が不要となります。）
- 法人税申告書に添付した勘定科目内訳明細書のうち雑益、雑損失等の内訳書（写）等雑収入の内訳がわかるもの

(2) 発電事業等・小売事業等（上記表④）を行う場合

- (1) の書類に加えて
 - 所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）
 - 欠損金額等及び災害損失金の控除明細書（第6号様式別表9）※必要に応じ提出

(3) 発電事業等・小売事業等（上記表④）で外形標準課税の対象法人の場合

- (1) (2) の書類に加えて
 - 外形標準課税に関する別表、添付書類
（詳細については、高知県のホームページをご覧ください。）

(4) 電気供給業とその他の事業を併せて行う場合（上記表③、⑤）

(1) あるいは (1) 及び (2) の書類に加えて、

○区分計算書（別記様式第1号～第5号）

○所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）

・・・①と④を併せて行う場合、事業ごとに作成して添付してください。

○収入金額に関する計算書（第6号様式別表6）

・・・②と④を併せて行う場合、事業ごとに作成して添付してください。

○欠損金額等及び災害損失金の控除明細書（第6号様式別表9）※必要に応じ提出

・・・①と④を併せて行う場合、事業ごとに作成して添付してください。

(5) (4) の場合で、外形標準課税の対象法人の場合

(1) ～ (4) の書類に加えて

○区分計算書（別記様式第6号～第10号）

○(3) に掲げる別表

・・・①と④を併せて行う場合、事業ごとに作成して添付してください。

(法72条の25⑧、72条の26④、規則4条の5、4条の7第1号)

【二以上の都道府県に事務所又は事業所を有する場合】

上記の書類に加えて、

○課税標準の分割に関する明細書（第10号様式）

・・・①と④を併せて行う場合、事業ごとに作成して添付してください。

2 中間申告のとき

収入割を申告する法人で事業年度が6か月を超える法人は、法人事業税の中間申告納付をしてください。

(法人税での中間申告が不要の場合でも、法人事業税の中間申告と納付は必要ですのでご注意ください。)

(法72条の26⑧ただし書)

第5章 収入金課税に関するQ & A

Q 1 異動届

新しく電気供給業を開始しましたが、異動届は必要ですか？

A 1 事業の種類の変更は届出事項ですので、「法人の異動届出書」によって、その旨を届け出てください。なお、課税標準の計算方法が変更となる場合がありますのでご注意ください。

Q 2 準備期間

電気供給業を行うために設立された法人ですが、発電施設の建設を行っている状態で、電気供給は開始していません。この場合の申告はどうなりますか？

A 2 現に電気の供給を行っていない間は、法人事業税における「電気供給業」には該当しません。所得割（資本金1億円超の場合は、所得割に加えて、付加価値割・資本割）により、申告してください。

Q 3 無人の設備

主たる事業が電気供給業の法人です。無人の発電設備（太陽光パネル等）のみが設置されていて、事務所又は事業所が所在しない県があります。この県にはどのように申告すべきでしょうか？

A 3 法人事業税は、事務所又は事業所の所在する都道府県に対して納税義務があります。無人の発電設備は事務所又は事業所に該当しませんので、当該設備のみが所在する県には申告の義務はありません。

Q 4 繰越欠損金（1）

所得等課税事業と電気供給業を併せて行っている場合、所得等課税事業にかかる繰越欠損金を控除できるのは所得等課税事業に区分された所得だけですか？

A 4 そのとおりです。所得等課税事業に区分された欠損金のみを、翌期以降の所得等課税事業に区分された所得金額から控除できます。

なお、令和2年4月1日以後に開始する事業年度において、収入金額等課税事業（小売電気事業等・発電事業等）に区分される欠損金についても同様で、各事業ごとにそれぞれの繰越欠損金を管理する必要があります。

Q 5 繰越欠損金（2）

発電事業を行っている資本金1億円以下の法人です。令和2年4月1日以後に開始する事業年度において所得割が課されるとのようですが、令和2年3月31日以前に開始した事業年度において、発電事業で生じた欠損金を控除することはできますか？

A 5 小売電気事業又は発電事業を行う法人が、過去事業年度において所得を計算していれば有していたと思われる繰越欠損金を引き継ぐことが可能です。ただし、令和2年4月1日以後に開始する最初の事業年度（以下「最初事業年度」）の前日を含む事業年度において小売電気事業又は発電事業等を行っており、最初事業年度において当該事業の所得を計算する場合には限りません。

当該経過措置により欠損金を控除する場合には、最初事業年度の確定申告書に過去10年以内に生じている欠損金の算定根拠となる過去事業年度の区分計算書等を添付してください。（令和2年改正法附則6条②）

Q 6 所得の計算

所得等課税事業と発電事業を行っています。今期、区分計算したところ所得等課税事業の所得は黒字、発電事業の所得は赤字（欠損）でした。両者の所得を相殺して計算してよいですか？

A 6 事業区分を超えて所得を相殺することはできません。この場合、所得等課税事業の所得割の納税額が発生し、発電事業の欠損金額を発電事業分の翌期繰越欠損金として繰り越すこととなります。欠損金の取扱いは、上記Q 4、5のとおりです。

Q 7 残余財産が確定した場合

電気供給業を行う法人が解散し、残余財産が確定した場合はどのように申告しますか？

A 7 残余財産の確定の日の属する事業年度については、電気供給部門にかかる収入割による課税ではなく、当該事業年度の所得にかかる所得割による課税となります。（法72条の29第3項には収入割の申告が含まれていません。）